

令和3年(ネ)第165号損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人兼被控訴人(第1審原告) 佐藤敏彦 外1271名

控訴人(第1審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第1審原告) 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 控訴審準備書面(1) (損害論)

令和4年7月13日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

柳田一



同

滝充

人



同

奥田洋平



同

関卓

人



同

谷内

麻里亞



同	宮 下 敬	聖 宗 譜 古 許 博
同	棚 村 友 博	聖 宗 譜 古 許 博
同	田 中 秀 幸	聖 宗 譜 古 計 幸
同	青 木 翔太郎	聖 宗 譜 古 計 太郎
同	石 神 倖 平	聖 宗 譜 古 計 平
訴訟復代理人弁護士	大 胡	誠 大胡 譜 古
同	松 永 大 介	聖 宗 譜 古 計 介

## &lt;目次&gt;

<b>第1章 本書の要旨</b>	1
<b>第2章 本件における被侵害利益の考え方</b>	4
<b>第1 一審原告らの主張</b>	4
<b>第2 一審被告東電の反論</b>	4
<b>第3章 侵害の成否を判断する基準</b>	5
<b>第1 一審原告らの主張</b>	5
<b>第2 一審被告東電の反論</b>	6
1. 「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、一定の基準が必要である	6
2. 平均的かつ一般的な人を基準として「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、客観的な状況の検討を欠いた判断がされてはならない	8
<b>第4章 いわき市の状況（利益侵害の有無とその期間）</b>	10
<b>第1 一審原告らの主張</b>	10
<b>第2 一審被告東電の主張</b>	12
1. いわき市の人々の動き（上記主張①に対する反論）	12
2. 空間放射線量率（上記主張②に対する反論）	13
3. 年間1mSvを超える空間放射線量率（上記主張③に対する反論）	14
4. その他のいわき市の状況（上記主張④に対する反論）	16
5. 小括	20
<b>第5章 一審原告らに、自主賠償基準を超える損害は生じていない</b>	21
<b>第1 一審原告らの主張</b>	21
<b>第2 中間指針等は、専門家集団が過去の裁判例等を踏まえて策定したものであり、その内容及び作成経緯に不合理な点はない</b>	21
1. 中間指針等の作成の経緯	21

2.	過去の裁判例の水準.....	22
3.	中間指針等の位置付けについての裁判例.....	24
第3	一審原告らの慰謝料額は、中間指針等を踏まえて策定された一審東電 の自主賠償基準の額を超えることはない .....	26
第6章	一審原告らの主張する「一律請求」は、「共通損害」と同じである.	28
第1	一審原告らの主張.....	28
第2	本件で一審原告らが請求するのは「共通損害」にほかならない....	28
第3	一審原告らが主張する「共通損害」に係る事実を踏まえても、一審原告 らには利益侵害はない .....	30

## 第1章 本書の要旨

本書では、一審原告らによる2022（令和4）年2月18日付け「控訴理由補充書（損害論）」（以下「一審原告控訴理由補充書」）及び2022（令和4）年3月18日付け「被告東電控訴理由に対する答弁」（以下「一審原告控訴答弁書」）のうち、損害論に関する部分に対し、反論を行う。その概要是、以下のとおりである。

1. 一審原告らは、一審原告控訴理由補充書及び一審原告控訴答弁書において、損害論に関し縷々主張を展開しているが、その主張は以下のように整理される。
  - (a) 本件における被侵害利益は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益」である。そして、本件における被害は、放射能汚染による被ばくリスク不安を基礎に、行動の規制・抑制を強いられ、これらによって地域全体に環境汚染と地域力の低下がもたらされたことによって、地域生活の毀損が生じたというものである。
  - (b) 一般人・通常人が危険だと感じるリスクに対する認識を検討する際には、一般人・通常人にとって放射性物質が未知で恐怖の物質であることを踏まえた判断が重要になる。この点、①平成23年3月末から同年4月22日頃までの時期（第1期）については、「死の恐怖」と表現されるような身体・生命に直結した平穏生活権の侵害が生じ、②本件事故発生後数週間からおよそ2年後までの時期（第2期）は、健康被害について危惧感を抱きながら生活するという、生命身体に直結した平穏生活権侵害が継続し、③それ以降の時期（第

3期)でも引き続き、将来に向けての長期的な不安感は継続している。

(c) 「被ばくリスク不安」とこれによる「行動抑制」、そして「地域生活の毀損」という事態は、全ての原告らにとって共通する。但し、一審原告らの請求は、「共通損害」の請求ではなく、一定額の一審請求である。

2. しかしながら、一審原告らの主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」なるものは、個々人の主觀や心情といった曖昧不明確なものであり、そもそも「権利又は法律上保護される利益」ではなく、万一「法律上保護される利益」として認められる部分があるとすれば、それは、「身体権に接続した平穏生活権」に限られる。

そして、本件事故後におけるいわき市の客観的な状況、いわき市内における空間放射線量率の推移、いわき市民に対して開示又は提供された情報等の諸般の事情に照らせば、いわき市(自主的避難等対象区域)の一審原告らにおいて、違法な利益侵害があったとは言えない。また、万一、放射線の作用に対する何らかの特別な事情を有する一審原告らに何らかの利益侵害が認められ得るとしても、そのような状態は遅くとも2011(平成23)年4月22日には解消されており、その後の時期において、違法な利益侵害はない。

さらにいえば、一審原告らに「損害」が発生していたとしても、中間指針等を踏まえて策定された一審被告東電の自主賠償基準に基づく慰謝料の金額は、類型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便、ストレス等の精神的苦痛をすべて織り込んだものであり、過去の裁判例に照らしても合理的な金額であることから、個別の立証がない限りこれを超える損害は発生していない。

3. 以上のとおり、一審原告らによる損害論の主張は、明らかに理由がないものであるが、「第2章」以下において、以下の点について一審原告らの主張に対する反論を詳述する。

- ① 「権利又は法律上保護される利益」に関し、一審原告らが主張する被侵害利益である「包括的生活利益としての平穏生活権」は、その内容が不明確であり不法行為法上保護される利益に当たらない（後記「第2章」）
- ② 「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、主観的な事情ではなく、客観的な状況を踏まえた上で、平均的かつ一般人を基準として判断しなければならない（後記「第3章」）
- ③ 本件事故後のいわき市の状況は、一審原告らの利益侵害を裏付ける状況ではなく、遅くとも2011（平成23）年4月22日以降、違法な利益侵害はない（後記「第4章」）
- ④ 中間指針等の作成経緯、過去の裁判例における慰謝料額の水準等を踏まえると、一審原告らの慰謝料額は、中間指針等を踏まえて策定された一審被告東電の自主賠償基準の額を超えることはない（後記「第5章」）
- ⑤ 一審原告らが主張する「一律請求」は、実質的に「共通損害」の請求であり、一審原告ら個々人の損害についての立証がなされない限り、本件において慰謝料請求が認められる範囲は、質的であれ何であれ最低限同一といえる程度の共通性が認められる範囲に限られる（後記「第6章」）

## 第2章 本件における被侵害利益の考え方

### 第1 一審原告らの主張

一審原告らは、被侵害利益（「権利又は法律上保護される利益」（民法709条））を包括的生活利益としての平穏生活権の侵害であると捉えるべきであるとし、概要、以下のとおり主張する。

- ① 本件における被侵害利益は、地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのもの、すなわち「包括的生活利益」であって、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる—および財産権によって法的保護を基礎づけられる。そのような包括的生活利益を享受する権利を「包括的平穏生活権」と呼ぶ（一審原告控訴理由補充書2頁）。
- ② 自主的避難等対象区域の「滞在者」の被侵害利益も、包括的・総体的な把握が必要であり、①放射能汚染に端を発し、②被ばくリスクの不安が市民全体を覆い、③その結果、各市民における行動規制・抑制が必然的に生じ、④地域環境悪化や地域力の低下など多種多様な被害が、総体として、滞在者に様々な被害をもたらした（一審原告控訴答弁書4頁、一審原告控訴理由補充書9～10頁も同旨）。

### 第2 一審被告東電の反論

1. 「法律上保護される利益」といえるためには、権利の客体・内容及び利益帰属主体の範囲が明確である必要がある<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 潟見佳男『不法行為法I〔第2版〕』（信山社出版、2009年）33頁。

この点、一審原告らは、「地域において平穏で安全な日常的社會生活を送ることができる生活利益そのもの」が「包括的生活利益としての平穏生活権」の内容であると主張するが、その権利・利益の客体・内容は抽象的であるため、その利益帰属主体の外延は極めて曖昧不明確である上に、個々人の主觀的な捉え方・受け止め方によってその内実は多種多様である。特に、「日常的社會生活」なる概念は、個々人のライフスタイルによって大きく異なるものであり、到底、その権利の内容を客觀的に特定することはできない。

以上のとおり、一審原告らの主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」なるものは、その内容が不明確であり、「権利又は法律上保護される利益」ではない。

2. 一審被告東電の控訴答弁書(2)の2~15頁で指摘したとおり、仮に一審原告らの主張する「包括的生活利益としての平穏生活権」のうち、「法律上保護される利益」として認められ得る部分があるとすれば、それは、「身體権に接続した平穏生活権」、つまり、①生命・身體を侵害されるのではないかとの即時的・リアルな恐怖によって精神的平穏を侵害されない利益、又は②深刻な健康被害の恐れ・不安によって精神的平穏を侵害されない利益に限られる。

### 第3章 侵害の成否を判断する基準

#### 第1 一審原告らの主張

一審原告らは、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断する基準について、概要、以下のとおり主張する。

- ① 受忍限度論は、(a) 加害者と被害者との間に互換性、すなわち、双方とも、加害者にも被害者にもなりうる立場にある場面を前提とし、また、(b) 加害

行為（例えば、工場を立地する企業）も、公共性・公益性を有し、営業の自由を有することから、どこまでその周辺住民の生活妨害が許容されるのかという判断局面において用いられてきたが、本件事故は(a)の場面にも(b)の場面にも当たらないため、受忍限度論を採用すべきではなく（一審原告控訴答弁書7～8頁）、また、原賠法が無過失責任を規定していることからも（3条1項ただし書）、「受忍限度論」のような比較衡量は排除されているといえる（一審原告控訴答弁書9頁）。

② 一般人・通常人が危険だと感じるリスクに対する認識を検討する際には、一般人・通常人にとって放射性物質が未知で恐怖の物質であること（恐ろしさ・未知性因子）を踏まえた判断が重要になる（一審原告控訴答弁書9頁）。

## 第2 一審被告東電の反論

### 1. 「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、一定の基準が必要である

(1) 原賠法が民法の不法行為法の特則である以上、原賠法上の損害賠償責任についても、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」（加害行為の存在）（民法709条）が要件となる。

この点、一審原告らは、「受忍限度論」を判断基準とすることはできないとする一方で、「侵害されたと言えるかどうかについては、様々な事情を総合的に判断しなければならない」とし、通常人・一般人を基準として、「通常甘受すべき」被害であるか否かを判断する必要があるとするが（一審原告控訴答弁書6～10頁）、結局、いかなる基準で「法律上保護される利益」の「侵害」の有無を判断すべきであると主張するのか不明である（さらに言えば、「通常甘受すべき」被害と「社会生活上受忍限度を超えない」被害との間に、どの

のような差異があるのかも明確でなく、そうであるとすると、そもそも「受忍限度論」を用いて「侵害」の有無を判断することに対する批判になつていな  
い。)。

(2) 一審被告東電の控訴理由書（7頁以下）で詳述したとおり、生命・身体・財産のように権利・利益の対象範囲が明確に画定されていない権利・利益については、いわゆる相関的権利として、その「侵害」の成否を判断するためには、諸般の事情を総合的に考察した上で、客観的な状況の下で、平均的かつ一般的な人を基準として、本件における「放射線被ばくによる健康不安」が「社会生活上受忍限度を超える」ものであるか否かによって、その利益侵害の有無が判断されるべきである。これに対し、一審原告らは、このようないわゆる受忍限度論が適用される場面は、(i) 被害者と加害者との間に互換性があり、(ii) 加害行為に公共性・公益性が認められる場合に限られる旨を主張している（上記主張①）。

しかし、(i) 例えば、受忍限度論が適用される工場における騒音公害等の場合を考えてみても、工場の周辺住民が、工場を立地する企業に対して、「加害者」となり得る場面など想定し難いのであり、被害者と加害者との間に互換性があることは、受忍限度論を適用する要件ではない。また、(ii) 工場の操業による騒音や粉じんについての損害賠償が請求されたレディミクストコンクリート製造工場事件上告審判決（最判平成6年3月24日集民172号99頁）は、「公共性ないし公益上の必要性」を侵害の成否の考慮要素として挙げていないことなど、これまでの裁判例において、侵害行為の公共性・公益性は、受忍限度論を適用する必須の要件とは考えられていない。

さらにいえば、本件事故に関する仙台高判令和3年1月26日West 1 law Japan文献番号2021WLJPACA01269005（集団中通り）及び東京地判平成31年3月27日LLI/DB判例番号L0743

1283 (集団飯館) は、「法律上保護される利益」の「侵害」を判断するに当たり、一般社会生活上の受忍限度の範囲内のものであったか否かを検討しており、「受忍限度論」の判断枠組みが採用されている。

(3) なお、原賠法3条1項ただし書が定めた無過失責任は民法709条の「故意又は過失」の要件に対応するものであるのに対し、受忍限度論は、民法709条の「法律上保護される利益」の「侵害」の要件を判断する基準であるから、原賠法が無過失責任を規定していることは、受忍限度論を適用すべきでない理由にはならない。

## 2. 平均的かつ一般的な人を基準として「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、客観的な状況の検討を欠いた判断がされではならない

(1) 上記「1」のとおり、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」があつたといえるためには、平均的かつ一般的な人を基準として、「一般社会生活上受忍すべき限度を超えた」と認められる必要がある。そして、「一般社会生活上受忍すべき限度を超えた」ものであるか否かは、このように平均的かつ一般的な人を基準とする以上、実際の危険性に基づかない「恐怖心」といった専ら主観的な事情によって判断されるべきではなく、客観的な状況を踏まえた判断がなされなければならない（一審被告東電控訴理由書8～9頁）<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 例えば、水戸地裁土浦支判平成5年6月15日判時1467号3頁は、特殊法人理化学研究所（現・国立研究開発法人理化学研究所）が行うDNA実験により、その生命及び身体に回復し難い重大な損害を受けるおそれがあるなどとして実験の差止め請求及び不法行為に基づく損害賠償請求がなされた事案であるが、同判決では、原告らが主張する生命、身体の「安全性の意識はその内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ない」と、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ないし感情であって、差し迫ったものとは認められないで、これをもって法律上保護されるべき利益ということはできず、仮に原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずることがあるとしても、法的には原告らの主觀的感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が侵

(2) この点、一審原告らの挙げる「恐ろしさ・未知性因子」は、客観的な状況を度外視した主観的な感情を超えるものではない。たとえ人間というものが常に合理的な意思決定をするとは限らず、非合理的、感情的な意思決定、ともすれば「過剰反応」と評価されるような行動に出ることがあるとしても、そのような意思決定を法的に保護しなければならない理由はなく、客観的な状況のもと「合理性」のある意思決定（あるいは意思決定の制約）であるか否かを検討しなければならない。

したがって、いわき市における実際の放射線量率の多寡及び当該放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにそれらに対する客観的・科学的根拠の有無、さらにはこれらの情報の流通状況といった客観的な状況は、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超えたか否かを判断するに当たって極めて重要な考慮要素である<sup>3</sup>。

(3) なお、仮に「受忍限度論」を本件において適用せず、「一般社会生活上受忍すべき限度」を超えたか否かは「侵害」の有無を判断するための基準として採用できないとしても、上記「1」のとおり、結局、「権利又は法律上保護される利益」の「侵害」を判断するにあたっては、一定の基準が必要となる。

---

害されたものとは認められない」としている。つまり、単に「恐怖心」を抱いたとしても、当該「恐怖心」に客観的な危険性が伴わないのであれば、法的な保護に値しないのである。

<sup>3</sup> 例えば、東京地判平成9年4月23日判タ983号193頁及び東京高判平成12年9月28日（同事件の控訴審。Westlaw Japan文献番号2000WLJPCA09289001）は、原告らが、食品添加物等の規格基準に関する告示の改正等により残留農薬基準が緩やかになり、身体の安全、健康への不安に脅かされることなく平穏に生活する権利を侵害され精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求を請求した事案であるが、裁判所（東京地裁）は、「原告らの主張する不安等が、単に将来健康が害されるかもしれないという漠然としたものにすぎないとすれば、そのような感情は賠償すべき損害ということはできないというべきであるが、それが単なる主観的な危惧や懸念にとどまらず、近い将来、現実に生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより、健康等に対する不安に脅かされるという場合には、その不安等の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべき」として、「不安等」の主観的な権利又は利益について、受忍限度論に基づく判断を行っている。

その基準として、例えば、社会的相当性を超えるか否か、あるいは一審原告らが主張するように「通常甘受すべき」被害を超えるか否か、といったものを用いるとしても、実際の放射線量率の多寡及び当該放射線被ばくによる健康影響の有無・程度並びにそれらに対する客観的・科学的根拠の有無、さらにはこれらの情報の流通状況といった客観的な状況は、当該基準を超えるものか否かを判断するにあたって極めて重要な考慮要素なのであって、単に主観的に「恐怖心」や「不安」を感じたというだけでは、「権利又は法律上保護される利益」が「侵害」されたとはいえない。

## 第4章 いわき市の状況（利益侵害の有無とその期間）

### 第1 一審原告らの主張

一審原告らは、「いわき市の被害状況」として、概要、以下のとおり主張する。

- ① いわき市が実施したアンケート調査（甲A145）等によれば、いわき市民の約半数が自主避難を実行している（一審原告控訴答弁書11頁）。
- ② いわき市の空間放射線量率については、(i) 正確な情報が市民に伝わっておらず、(ii) 観測値と自身の生活地域との数値は異なっていたこと、(iii) 放射線量率の影響に関する評価は専門家の間でも争いがあったことから、市役所の定点観測の情報によって市民が安心した生活を送ることはできなかつた（一審原告控訴答弁書11頁）。
- ③ 公衆被ばく限度である年間1mSvを超えて被爆しないことは法的に保護された利益であること、また、環境省の除染ロードマップにおいて「除染等の結果として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを長期的目標とする」とされていることから、少なくとも、自らの生活圏内に

において、年間  $1 \text{ mSv}$  以下にまで除染が完了するまでは安心した社会生活を送ることはできない（一審原告控訴答弁書 11 頁）。

- ④ 以下の事情等を踏まえると、いわき市は、平穏な生活が送られるような状況でなかった（一審原告控訴答弁書 12 ~ 15 頁）。
- ア) いわき市は、文化的経済的に一体とした土地である「浜通り」を移動する必要性があるため、定点観測の数値だけでなく、各自が受けた被ばく量を測定する必要があるが、いわき市において積算線量計の貸出しが行われるようになったのは 2011（平成 23）年 10 月以降であり、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されるようになったのは同年 11 月からである。
  - イ) いわき市が、一般市民向けに、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構と連携・協力し、市民に向けて放射線についての知識や理解促進事業を始めたのは、2015（平成 27）年 8 月である。
  - ウ) いわき市が食材についてモニタリング検査を実施するようになったのは 2012（平成 24）年からである。
  - エ) 山菜等の出荷制限が現在まで継続している。
  - オ) いわき市の沖の沿岸漁業については、試験操業が開始されたのが 2013（平成 25）年 10 月、基準値を超える魚種がみられなくなったのは 2016（平成 28）年以降である。
  - カ) 学校や保育園などの表土の除染を開始したのは、2011（平成 23）年の 8 月から 9 月である。また、住宅や公園の除染は、2012（平成 24）年に線量調査を開始し、除染作業は 2017（平成 29）年に完了した。さらに、放射性物質が集積していた市道側溝の土砂撤去が実施されたのは平成 28 年度であり、同側溝の除染の完了は 2018（平成 30）年 5 月であった。

- キ) 小中学校、幼稚園・保育園施設、公園その他公共施設において現場保管した除去土壌などの仮置き上への搬出は、2015（平成27）年度から開始し、2019（令和元）年度に終了した。中間貯蔵施設への輸送が完了するのは、2021（令和3）年度末であった。
- ケ) 汚染水は2011（平成23）年12月に至っても増え続けている。また、同年7月には牛肉から放射性セシウムが検出され、福島県全域において肉牛の出荷がすべて停止した。

## 第2 一審被告東電の主張

### 1. いわき市の人々の動き（上記主張①に対する反論）

一審原告らがいわき市民の約半数が自主避難を実行したとする根拠として挙げている甲A145は、40.4%の回収率にとどまる1261人からのアンケート調査の結果に過ぎない。また、回答者の半数は2011（平成23）年3月、約75%は2011（平成23）年4月には避難先から戻ってきてている。これは、震災により一時的に自宅を離れたとしても、多くの避難者については、その避難はごく一時的なものであり、当該アンケート結果は、むしろ、自主避難を行ったいわき市民がいたとしても、その大半が、2011（平成23）年4月には避難先から帰還していたことを示している。すなわち、一審被告東電の控訴理由書別紙①のとおり、いわき市のインフラについては、2011（平成23）年3月には復旧が開始され、同年4月中には概ね復旧していることと併せて考えると、いわき市民の一部は、地震や津波の危険及びインフラの障害を理由として一時的に避難をしたもの、これらの危険が去り、インフラが復旧した時点で帰還し、いわき市での生活を再開していたと考えられる。

なお、一審原告らは、甲A659に記載された人数は「主に県内避難所へ避難した人数」であって、「県外への避難者数」が含まれていないとも主張してい

るが、2011（平成23）年3月25日時点での県外への自主的避難者数は、福島県民全体で2,932人と推計されており（乙C58・2頁）、仮に、これが全ていわき市民であったとしても、県内への自主避難者数（2011（平成23）年3月15日時点で15,377名）を併せたいわき市民の自主避難者数の合計は、2万人程度にとどまる。

また、いわき市は、1万5692人の避難者を受け入れる避難先となっており（乙C58・5頁）、これらの避難者は、別の地に避難するのではなく、ほかならぬいわき市を避難先として選んでいる。

## 2. 空間放射線量率（上記主張②に対する反論）

一審被告東電の控訴理由書別紙②-2のとおり、本件事故発生後、ほぼ毎日、いわき市の空間放射線量率が新聞及びテレビで報道されていた。当時のいわき市民は、当然、空間放射線量率の情報に対する関心が強く、また、新聞及びテレビによってその情報を入手することができ、かつ、実際に入手していたのであるから（甲A145・2頁）、いわき市民に対して「線量の正確な情報」が「伝わっていなかった」との事実はない（上記②(i)）。

また、地元紙においては、いわき市を含む県内7地点の観測結果が毎日報道されており（乙A109）、かつ、いわき市と他の市町村における空間放射線量率を比較してみることができたことから、仮に当該数値が「自身の生活地域の線量」と一致するわけではなかったとしても、全体の傾向としていわき市における空間放射線量率の推移を把握することができた。そして、本件原発の周辺部に比べて著しく低く、日々漸減する空間放射線量率の数字の推移を見る限り、いわき市において、「恐怖心」や「不安」が増幅するような状況ではなかった（上記②(ii)）。

さらに、「放射線の影響に関する評価は専門家の間でも争いがある」という点であるが、本件事故直後において、いかなる点でどのような「専門家」の間の

「争い」があったのか明確でなく、また、それによりいわき市民が「何を信用していいかわからない状態」になっていたことを裏付ける根拠はない。少なくとも、一審被告東電の控訴理由書別紙②-3のとおり、新聞報道に見られる国や学会等の見解は統一的であり（なお、2011（平成23）年4月18日付けの地域広報紙において、いわき市長がこの見解を踏まえていわき市の安全性を宣言したことが報道されている（乙A61の1））、上記のとおり、いわき市民はこの情報を容易に入手可能であり、かつ、実際に入手していた（上記②(iii)）。

### 3. 年間1mSvを超える空間放射線量率（上記主張③に対する反論）

(1) 炉規法や放射線障害防止法は、ICRPの勧告を踏まえて、空間放射線量の限度（公衆被ばく線量限度）を年間1ミリシーベルトとする基準を定めている。環境省の除染ロードマップが年間1ミリシーベルトを基準と定めたのも、これに準じたものであると考えられる。しかし、これは、計画被ばく状況<sup>4</sup>、すなわち、前もって放射線防護を計画できる平常時の状況における基準を示したものであって、本件事故直後の緊急時の状況の基準を示したものではない<sup>5</sup>。つまり、公衆被ばく限度線量は、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示すものではなく、線源を導入・運用する者に対して厳格な管理を求める趣旨から、公衆の被ばく線量を可能な範囲で最大限低減するために、極力低い値として設定されたものに過ぎない。したがって、年間1ミリシーベルト以上の公衆被ばくが「容認不可」であるわけではなく、ましてや、生命・身体に対する危険が認められるものであることを意味するもので

<sup>4</sup> ICRPの2007年勧告では、「廃止措置、放射性廃棄物の処分、及び以前の占有地の復旧を含む、線源の計画的操業を伴う日常的状況」（乙A41・44頁（176））と定義される。

<sup>5</sup> ICRPの2007年勧告では、「線量限度」について「計画被ばく状況にのみ適用される」とされている（乙A41・59頁（243））。

はない<sup>6</sup>。

以上のとおり、国内法が公衆被ばく線量限度を年間1ミリシーベルトとしているからといって、年間1ミリシーベルトを超えて被ばくしないことが法的に保護された利益となるわけではない<sup>7</sup>。

(2) ICRPの基本的な考え方をまとめると、国際的な認識として、年間100ミリシーベルト以下の被ばく線量域では、がん等の影響は他の要因による発がんの影響等によって隠れてしまうほど小さく、疫学的に健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいことが前提とされており、①事故の緊急の対策が必要な状況である「緊急時被ばく状況」では年間又は1回の被ばくで20～100ミリシーベルトの範囲内で状況に応じて適切な参考レベルを設定するとされ、②事故後の長期にわたる回復・復旧の時期である「現存被ばく状況」においては、年間1～20ミリシーベルトの範囲の下方部分から、状況に応じて適切な参考レベルと選択し、長期目標として参考レベルに年間

<sup>6</sup> 世界平均で年間1人当たり約2...4ミリシーベルト(2400マイクロシーベルト)、日本平均で年間1人当たり約1...5ミリシーベルト(1500マイクロシーベルト)の自然放射線を受けているとされており、日本では、自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民1人当たり平均で年間2...25ミリシーベルトの放射線量を受けているとされていることからしても、年間1ミリシーベルトとの基準が生命・身体に対する危険を生じさせるものであると解することはできない。

<sup>7</sup> 東京都練馬区に居住する原告が、本件事故によって健康被害リスクや生活環境に係る被害が生じ、自主避難の費用負担を余儀なくされた等と主張して、財産的損害や慰謝料の支払等を求めた事案において、ICRPが勧告する公衆被ばく線量限度である年間1ミリシーベルトの基準について、「あくまで公衆の被ばく量をできる限り低く保つための指標であって、それ以上の被ばくを受けないという個々人の権利の内容として設定されたものでないことは明らかであるから、仮に、被ばく線量がこれらの数値を上回ったとしても、そのことだけで、直ちに受忍限度を超える法益侵害があったと認めるには足りない」(東京地判平成25年10月25日Westlaw Japan文献番号2013WLJPCA10258009)とされ、その控訴審(東京高判平成26年5月7日Westlaw Japan文献番号2014WLJPCA05076002)における、「低線量被ばくの健康リスクの増加の程度は非常に小さいとされており、自然放射線量を超える量の被ばくをすれば、直ちに社会的受忍限度を超える法益侵害がされたとまではいえない」との判断は、最決平成27年2月13日Westlaw Japan文献番号2015WLJPCA02136006においても上告棄却がされることによって確定している。

1ミリシーベルトとするとされている。

いわき市にある県合同庁舎の空間放射線量率は、2011（平成23）年3月下旬の時点でおおむね毎時3.8マイクロシーベルト（年間20ミリシーベルト）を下回り、かつ、全体として減少傾向にあり、同月28日以降は毎時1マイクロシーベルトを上回ることは一度もなかった（一審被告東電控訴理由書11頁）ことを踏まえると、空間放射線量率の観点から、一審原告らの利益が侵害されていたとは到底言えない。

#### 4. その他のいわき市の状況（上記主張④に対する反論）

##### （1）「浜通り」の移動（上記主張④ア）に対する反論

いわき市の居住者が「浜通り」を移動する必要性がある、との事実はない。勤務先への移動、日用品の買い出し等の日常的な移動は、「文化的経済的に一体をなすか」否かによって決まるわけではない。「中通り」地域に属する福島市や郡山市、あるいは、県外への移動も日常的に行われており、移動先は「浜通り」に限られない。また、いわき市以外の「浜通り」は避難指示等対象区域に当たるところ、避難指示等対象区域内で事業を営んでいた又は避難指示等対象区域内に出勤していたいわき市民については、区域に応じて、営業損害又は就労不能損害の賠償がなされている（乙A147、乙A164・21頁）。この点、一審原告らのうち当該賠償を受けた者は56名しかおらず（乙D10）、本件の一審原告らの全体数（1471名）に比してわずか4%に留まることからも、一審原告らの大半は生活する上でいわき市外の「浜通り」に移動する必要があったとはいえない。

したがって、一審原告らが主張する「各自が受けた被ばく量を測定する必要」は前提を全く欠く。なお、いわき市の空間放射線量率についての正確な情報が周知されていたことは上記「第4章第2の2」のとおりである

から、個々人の被ばく量の測定ができるまで「損害」があったということはできない。

## (2) 放射線についての知識の共有と理解の促進(上記主張④イ)に対する反論)

仮に、一審原告らの主張するとおり「放射線の危険性に対する理解が進まなければ、安心した社会生活をおくること」ができないと感じるいわき市民がいたとしても、そもそもいわき市における放射線の危険性の程度は、上記「3」のとおり2011（平成23）年3月下旬の時点でおおむね毎時3.8マイクロシーベルト（年間20ミリシーベルト）を下回り、かつ、同月28日以降は毎時1マイクロシーベルトを上回ることは一度もなかった（一審被告東電控訴理由書11頁）。このような客観的状況を踏まえると、一審原告らの主張する「市民に向けて放射線についての知識や理解促進事業を始めたのは、平成27年8月のことであった」との事実があったとしても、当該事実は一審原告らの利益が侵害されたことを裏付けるものにはならない。

なお、一審原告らが指摘する内容は、一審被告東電が「国立研究開発法人量子科学技術開発機構と連携・協力」した理解促進事業を始めたのが2015（平成27）年8月であることにとどまっている。これに対し、一審被告東電の控訴理由書別紙②-3のとおり、本件事故直後の2011（平成23）年3月16日には、当時観測されていた放射線量率は健康に影響を与えるものではない旨の専門家及び福島県の見解が新聞報道されている（乙A108の2（朝日新聞）、乙A109・5枚目（福島民報））。また、同日以降、日本産科婦人科学会（同月16日（乙A108の3））、公益財団法人日本医学放射線学会（同月17日（乙A55）、同月24日（乙A56））及び世界保健機構緊急被ばく医療協力研究センター長（同月20日（乙A109・10枚目））が、ウェブサイト又は新聞報道を通じて、相次いでQ&A形式等の形で見解を発表していた。

このように、放射線についての知識の共有及び理解の促進に向けた活動は、一審原告らが指摘する事業の開始時期にかかわらず、各種専門機関や報道機関等を通じて、本件事故直後の時期から適時かつ適切になされており、いわき市民もこれらの情報に容易に接することができ、かつ、実際に接していた。

### (3) 食材についてのモニタリング検査（上記主張④⑨）に対する反論

福島県による農産物の放射線量に係るモニタリングは2011（平成23）年3月からなされており（乙A109・21枚目）、食品検査の実施が2012（平成24）年からであるとの一審原告らの主張は誤っている。加えて、検査の結果基準値を上回った食品が発見された場合には、当該食品を生産している地域ごとに出荷を止めていること（乙A203）、暫定規制値を上回る食品を摂取しても、被ばく量はわずかであり、「ただちに健康に被害が出ないことはもとより、将来にわたって健康に影響を与えるような放射線量は受けない」（乙A107・16～19枚目）ことなどを踏まえると、食品検査体制に関する一審原告らの主張は、一審原告らの利益が侵害されたことを根拠付けるものではない。

### (4) 出荷・漁業制限（上記主張④⑩）及び⑪に対する反論

山菜の出荷制限や水産業の操業自粛によって、これらの業務に携わっていた事業者に経済的損失が生じることははあるとしても、これらの業務とは無関係のいわき市民にいかなる精神的損害が生じるのか不明である。

なお、山菜等及び漁業の放射性物質の基準値は、いずれも $100 \text{ Bq}/\text{kg}$ であるが（乙A77、乙A74）、これらを $1 \text{ kg}$ 食べた場合の人体への影響は、日本において一般的な生活をしていた場合に摂取する年間実効線量の約250分の1であり、その基準は極めて高いものである（乙A204）。そして、現在の基準値よりも大きな数値が設定されていた暫定基準値を上回る

食品についてすら人体に影響しないことは、2011（平成23）年3月23日の時点で新聞報道されており、いわき市民にも十分に周知されていた（乙A107・16、18、19枚目）。

#### （5）除染作業（上記主張④か）及びヰに対する反論）

いわき市は、必ずしも除染作業が必要な地域ではない。いわき市の空間放射線量率は、他の自主的避難等対象区域と比べても著しく低い値で推移している（乙A188、乙A189、乙A191及び一審被告東電の控訴理由書11～12頁、30頁）。それゆえ、いわき市は、そもそも、除染が法的に義務付けられる「除染特別地域」（放射性物質汚染対処特措法28条1項、30条1項）に指定されていない。また、2011（平成23）年3月19日の新聞報道において、「原発の半径30キロ圏内の住民でも、除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは、原発のそばを歩いていたなど、ごく例外的な場合だけ。県外の住民は現状では検査は必要ない」と専門機関の見解が掲載されており、いわき市民もこれを容易に読むことができた（乙A107・14枚目）。

このような状況下で行われたいわき市による除染作業は、いわき市民の中に漠然とした不安を抱えている者もいると思われることから、いわき市の裁量によって行われたものであり、除染作業が行われるまで、いわき市民の合理的な不安が解消されなかったとはいえない。なお、繰り返すが、客観的危険性の伴わない漠然とした「不安」というものは、法的に保護されるものではない。

#### （6）汚染水及び牛肉問題（上記主張④ヶ）に対する反論）

一審原告らが主張する「汚染水問題」とは、多核種除去設備であるALPS等の設備を使用して浄化処理を行った処理水の保管・処分の問題を指して

いると思われるが、規制基準を満たすよう希釈した上で海洋放出等の処分をすることは、他国の原子力施設で行われていることであり、また、これによって、いわき市民のいかなる利益が侵害されているというのか不明である。

また、2011（平成23）年7月19日に、福島県全域において肉牛の出荷が停止されたことにより、これらの業務に携わっていた事業者に経済的損失が生じることはあるとしても、これらの業務とは無関係のいわき市民にいかなる精神的損害が生じるのか不明である。

なお、当該出荷制限は、福島県南相馬市の特定の農家が出荷した牛11頭の肉から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された後速やかに（10日程度で）行われたものであり（乙A204）、そのこと自体は、むしろいわき市民の不安を可及的に取り除くものであった。

## 5. 小括

以上のとおり、一審原告らが主張する「いわき市の被害状況」を踏まえると、いわき市（自主的避難等対象区域）の一審原告らが、恐怖心や不安を抱いたとしても、それが客観的状況下で合理的に認められるものであったとは言い難く、違法な利益侵害があったとは言えない。また、万一、何らかの利益侵害が認められ得るとしても、そのような状態は、遅くとも2011（平成23）年4月22日には解消されており、その後の時期において、違法な利益侵害は生じていない（一審原告らは、第2期（事故発生後数週間からおよそ2年後までの時期）においても「放射線被ばくによる健康被害について深刻な危惧感を抱きながら生活するという、生命身体に接続する平穏生活権侵害が継続している」と主張しているが（一審原告控訴答弁書21頁）、上記「2」～「4」のとおり、いわき市はそのような状況になかった。）。

## 第5章 一審原告らに、自主賠償基準を超える損害は生じていない

### 第1 一審原告らの主張

一審原告らは、中間指針等の定めた賠償額（さらには、中間指針等を踏まえた一審被告東電の自主賠償基準で定めた賠償額）について、①「最低限、共通して被ったと考えられる被害について、その賠償額を定めたもの」であるとし、また、②「原賠審では滞在者の被害についての突っ込んだ議論が十分なされたとは必ずしも言えず」、「『滞在者』の被害については、『自主的避難実行者』との公平性を根拠に決められたに過ぎず、その『滞在者』の被害の実態について調査、検討の上で、その慰謝料額（8万円）が決められたわけではない」と主張する（一審原告控訴答弁書23～26頁）。

### 第2 中間指針等は、専門家集団が過去の裁判例等を踏まえて策定したものであり、その内容及び作成経緯に不合理な点はない

#### 1. 中間指針等の作成の経緯

様々な客観的指標を手掛かりとして算定される財産的損害とは異なり、慰謝料の金額については、一般に、一定の算定基準があるわけではなく、原則として裁判官の裁量に委ねられる。しかし、その裁量は無制限であるわけではなく、社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要する<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁。「財産的損害は、……さまざまな経済的な指標を手がかりとして算定される。それに対して、非財産的損害に対する慰謝料については、それが金〇〇円だと導くような合理的な基準というものは存在していない。したがって、裁判官の裁量的な判断を通じて、金額として示されるということになる。もちろん、実際の訴訟においては、個別の裁判官が勝手に、「エイッ！」と思う金額を示すということではなく、類似の不法行為事例などにおける先例などを手がかりにしながら、金額を導くことになる」（窪田充見『不法行為法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）168頁）との記述が的確に説明しているとおりである。

本件事故に起因して生じた精神的損害に係る慰謝料として、一審被告東電は、中間指針等を踏まえて策定された自主賠償基準に基づき、本件事故発生当時に生活の本拠が自主的避難等対象区域にあった者に対して、概ね、下表の賠償金額を支払っている（原判決379～383頁）。そして、一審被告東電の控訴理由書36～38頁において指摘したとおり、中間指針等は、専門家集団が、後記「2」で挙げるようなこれまでの裁判例や実務慣行等を調査した上で、一定の客観的な基準として示したものであって、被害者に「最低限、共通して被ったと考えられる被害」（最大公約数的な損害）について、「その賠償額を定めたもの」ではなく、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる「損害の填補として十分な賠償額」を示したものである。

区域	総額	
自主的避難等対象区域	一般	8万円
① (妊婦・子供) 平成23年3月から同年 12月までの40万円	妊婦・子供	48万円
② (一般) 平成23年3月11日から同年 4月22日頃までの8万円		
③ (妊婦・子供) 平成24年1月から同年 8月までの8万円		

※ 上記に加えて、④「追加的費用」として4万円が支払われ、また、⑤自主的避難をした妊婦・子供については、精神的苦痛に対する賠償としてさらに20万円が支払われている。

## 2. 過去の裁判例の水準

一審被告東電の控訴理由書においても指摘したとおり（同49～50頁）、原判決が認定した、自主的避難等対象区域の一審原告らの慰謝料額として、(i)一般大人につき、「一人当たり22万円」、及び(ii) 妊婦又は18歳以下であつ

た者につき、「一人当たり 62万円」との慰謝料額（原判決509～511頁）は、過去の裁判例の水準と比較しても高額に過ぎる。

以下の具体例に示すとおり、過去の生活妨害に関する裁判例では、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても、慰謝料額は月額1万円弱程度である。また、現実に身体的不調を招来し、避難を余儀なくされたケースであっても、月額で10万円を下回る慰謝料額にとどまる。

#### (1) 名古屋地判昭和54年9月5日判タ399号83頁

被告の工場の廃棄物等によって昭和45年から昭和51年までの約6年間にわたり、悪臭防止法の規制基準に違反した強烈な腐敗臭が半径3キロメートル以上の広い地域に拡散され続けたことにより、住民らが食事、睡眠、労働、営業など日常生活の各分野で様々な被害を受け、特に食事については食欲を喪失させ、あるいは吐き気を催し、嘔吐するなどの被害を受けるとともに、さらには飲食店、食料品店についても、工場から来るねずみやハエによる被害や、売上低下などの影響を被ったにもかかわらず、これに対処するに足る悪臭防止設備を整備しないまま悪臭を排出し続け、結果として原告らに精神的苦痛を与えた事案において、住民らに認められた慰謝料は、月額5000円～9000円（総額8万8000円～99万円）である。

#### (2) 高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁（豊島事件判決）

裁判上の和解に反する産業廃棄物の搬入・処分という悪質な行為によって約10年間にわたり悪臭・騒音・振動・煙害、有毒物質の周辺海域への漏出、ハマチ養殖業の廃業、有害産業廃棄物の投棄された場所として全国的に報道され、名物のミカンに島の名前を冠して販売することを断念するなど現実のかつ重大な被害が発生した事案について、裁判所は原告住民らには「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の

精神的損害が発生していると認定しているが、その慰謝料額は、各自5万円である。

(3) 那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁

被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により、約4カ月にわたって、のどや頭の痛み、息苦しさ、めまい、吐き気・嘔吐、呼吸困難など身体的な異変が実際に生じ、市による「避難勧告」が発令され、避難に至った事案について、「突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかった原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものということができ」と認定しているが、原告らに認められた慰謝料額は各自計30万円である。

なお、一審原告らは、本件事故に関する同種の裁判例において認められた慰謝料額を示して、原判決の賠償水準が「裁量権の逸脱」「過大な慰謝料」ではないと主張するが（一審原告控訴答弁書26～27頁）、そもそもこれらの裁判例において認められた賠償額が上記裁判例に照らして高額に過ぎるのであって、比較の対象として誤っている。

### 3. 中間指針等の位置付けについての裁判例

本件事故に関する同種の裁判例（東京高判令和3年1月21日<sup>9)10)</sup>において、中間指針等の位置付けにつき、後記「(1)」のように正確に説示している。なお、下線は、一審被告東電が付したものである。

<sup>9)</sup> 事件番号：平成29年（ネ）第2620号

<sup>10)</sup> 一審被告東電との関係では上告棄却により確定（最決令和4年3月2日、事件番号令和3年（オ）第948号・令和3年（受）第1165号）。

### (1) 判断内容（同判決265～266頁）

「中間指針等は、本件事故により避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などを迅速、公平かつ適正に救済するために定められたものであるから、政府の避難指示等の有無、内容に応じて慰謝料額を定めるることは自然であり、不合理なものではない。また、中間指針等は、「裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置き」、「損害賠償として説明できるかということが重要」なものとして策定されているのであり……訴訟において通常認められる慰謝料額よりも著しく低額なものとは認めがたい」

「中間指針等は、単に避難生活の不便さに対する慰謝料だけを対象とするものではなく、平穏な日常生活及びその生活基盤の喪失、自宅に帰れない苦痛、先の見通しがつかない不安、放射線被ばくへの不安や恐怖に対する慰謝料を含むものであることは中間指針等の内容に照らして明らかである」

「むしろ、中間指針等は、法学者及び放射線の専門家等の委員からなる原賠審が会議公開のもとで複数回にわたる審議を経て定めたもので、審議の議事録も公開され、中間指針等自体においても策定の理由が詳しく説明されているものであり、その内容においても特に不合理なものとは認められない。」

### (2) 同判決の評価

同判決は、一審原告らの精神的損害を過大に評価する部分があり、結論において不合理であるが、上記のように中間指針等の基準の位置付けについては正確に判断しており、(i) 政府による避難指示等の有無、内容に応じて慰謝料額を定めるのは自然であり、不合理でないと判断した部分、(ii) 中間指針等による自主賠償額が放射線被ばくへの不安や恐怖など、一審原告らが主張する精神的損害に対する慰謝料を含んでいると判断した部分、及び、(iii)

中間指針等が専門家集団による十分な審議を経て策定されたものであり、内容に不合理な点はないと判断した部分については、きわめて説得的な理由付けであり、本件においても十分に参照されるべきものである。

### 第3 一審原告らの慰謝料額は、中間指針等を踏まえて策定された一審東電の自主賠償基準の額を超えることはない

自主的避難等対象区域は、政府によって強制的に避難等が求められた区域ではない。そのため、仮に、「被害」が発生していたとしても、それは生活妨害に留まる。そして、以下の事情に照らせば、いわき市（自主的避難等対象区域）において、中間指針等を踏まえて策定された一審被告東電による自主賠償基準の額（大人8万円、妊婦・子ども48万円）を超える損害は発生していない。

- (1) 自主的避難等対象区域は、そもそも、政府による避難指示等の対象とされなかつたのみならず、緊急時における避難や屋内退避の「準備」すら求められていない。
- (2) いわき市についてはピーク時において、一時的に毎時3.8マイクロシーベルトを上回る空間放射線量率が測定されているものの、その後急激に減少し、いずれの自治体においても、2011（平成23）年3月中に毎時3.8マイクロシーベルト（年間20ミリシーベルト）を下回り、同年4月以後は一度も毎時3.8マイクロシーベルトを上回る値が観測されていない（乙A188、189、191）。すなわち、自主的避難等対象区域においては、そのままの居住地での生活を継続したとしても、健康への具体的な影響が懸念される程度の空間放射線量率にはなかった。
- (3) 一審被告東電の控訴理由書別紙①のとおり、本件事故直後の2011（平成23）年4月から既に、社会インフラや文教施設等が復旧し、再開するな

ど、各種社会活動が実施されており、本件事故による影響はほとんど見られない。

(4) 一審被告東電の控訴理由書14～17頁で述べた本件事故直後における各種情報の流通状況に鑑みると、仮に本件事故直後にある程度の社会的混乱が生じ、未知の事象に対する一定の不安が生じたとしても、平均的・一般的な人を基準として、本件事故当時の居住地での生活を継続することによって健康への具体的な危険が生じることはないと判断するに足る十分な情報が本件事故直後から流通していた。実際に、自主的避難等対象区域の各自治体において、そのほとんどの住民が「避難」を選択せず（仮に一時的に避難する者がいたとしても、地震や津波の危険が去り、インフラが復旧次第、早期に帰還して）、元の居住地での生活を継続していたこと（2011（平成23）年3月15日時点において、地震・津波を原因とする避難者を含めた避難者は人口比にして5%弱（乙C58・2頁））は、その証左である。

(5) 一審被告東電の控訴理由書9～18頁、22～28頁に指摘した本件の実態を踏まえれば、①そもそも、自主的避難等対象区域において利益侵害は存在せず、②万一、本件事故発生当初において一時的に利益侵害があったと評価し得る場合があり得るとしても、遅くとも2011（平成23）年4月2日には、当該利益侵害の状態は解消されていた。

(6) 前記「第2-2」のとおり、過去の生活妨害に関する裁判例では、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても、慰謝料額は月額に換算すると1万円弱程度であり、現実に身体的不調を招来し、避難を余儀なくされたケースであっても、月額で10万円を下回る慰謝料額にとどまる。これを上記の自主的避難等対象区域の事情と比較すると、仮に自主的避難等対象区域の居住者に対し、利益侵害があったと評価し得たとしても、その損害額は、

中間指針等をもとに決められた一審被告東電による自主賠償の基準額（大人8万円、妊婦・子ども48万円）を超えることはない。

## 第6章 一審原告らの主張する「一律請求」は、「共通損害」と同じである

### 第1 一審原告らの主張

一審原告らは、一審原告らの請求方式及び損害の内容について、以下のとおり、一審原告らのそれぞれが体験した具体的な被害事実は様々に異なっていても、本件事故によって生じた被害として本質的な同質性を有する内容の損害（被ばくリスク不安、行動制限及び地域生活の毀損）について抽出し、これによる有形・無形の損害について、一律請求を行っていると主張する（一審原告控訴理由補充書10～11頁）。

### 第2 本件で一審原告らが請求するのは「共通損害」にほかならない

一審原告らの主張は、以下のとおり、結局のところ「共通損害」の請求にほかならない。

(1) 一審原告らは、① 原判決が判示するような「原告らに共通する最低限の被害」（原判決514頁）という捉え方は、一審原告らの請求方式及び損害の内容について、根本的に理解を誤ったものであり、② 実際の一審原告らの請求方式及び損害の内容は「本質的な同質性を有する内容の損害について抽出し、これによる有形・無形の損害について、一律の請求」をするものであるとして、両者を区分しているが（一審原告控訴理由補充書10頁）、単なる言い換

えに過ぎず、両者に差異はない<sup>11)</sup>。

すなわち、「本質的な同質性を有する内容の損害」は、「各原告間で質的に同一と評価し得る損害」を意味するものと思われるが、各損害について「共通」性がなければそもそも「質的に同一」とは評価し得ない。そして、各一審原告において、生活実態その他置かれた状況が異なる以上、質的であれ何であれ、その「共通性」を見いだすとすれば、結局のところ、重なり合いが認められる最低限の範囲に限られる。

(2) ハンセン病熊本訴訟（熊本地判平成13年5月11日判時1748号30頁）でも、同訴訟の原告らは「包括一律請求」を行っているところ、判決では、「もともと、慰謝料には、個別算定方式による場合であっても、各費目の損害を補完・調整して、全体としての損害額の社会的妥当性を確保する機能があることなどからすれば、原告らが主張する被害の中から、一定の共通性の見いだせる範囲のものを包括して慰謝料として賠償の対象とすることは許されなければならない。」（下線部は一審被告東電が付したもの。）としているが、慰謝料額として認められる範囲は、同判決で示されているとおり、「一定の共通性の見いだせる範囲のもの」に限定される。

(3) 上記のように整理すると、本件において慰謝料の算定の対象となるのは、特段の個別事情の主張・立証がない限り（なお、本件においては、特段の個別事情の主張・立証はなされていない）、各一審原告の本件事故当時の居住地における、避難指示等の有無や期間、居住地の被災状況等の客観的事情から、最低限同一といえる程度の共通性が認められる範囲に限られる。

<sup>11)</sup> 例えば、生業訴訟第一審判決（福島地判平成29年10月10日判時2356号3頁。219頁）は「同一と認められる性質・程度の被害を原告ら全員に共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めるることは許されるというべき」（下線部は一審被告東電が付したもの。）として、一審原告らの主張を共通損害の主張として整理している。

そして、一審被告東電の控訴理由書42～49頁及び57～58頁のとおり、各一審原告らの有する個別的事情は共通性に乏しいため、本件においては、およそ共通損害を認める余地はない。また、当然ながら、各一審原告らに共通していない個別的な事情を考慮した上で、共通損害を認定し、慰謝料額を算定することは認められない。

**第3 一審原告らが主張する「共通損害」に係る事実を踏まえても、一審原告らには利益侵害はない**

一審原告らは、一審原告らに共通する損害として、被ばくリスク不安、行動規制、地域生活の毀損を挙げ、その内容を縷々述べるが（一審原告控訴理由補充書3～9頁）、その内容は、2021（令和3）年11月30日付け一審原告ら「控訴理由書（損害論）」9～35頁と同旨である。すなわち、一審被告東電の控訴答弁書10～28頁のとおり、一審原告らが挙げている事情を踏まえても、一審原告らには利益侵害はない。

以上